

議案第 34 号

杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立就学前教育支援センター処務規則（令和元年杉並区教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 センターに統括指導主事を置くことができる。

第 5 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 統括指導主事は、所長の命を受け、学校教育に関する専門的な職務に従事し、指導主事の業務を統括する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(職員) 第4条 略 2 略 <u>3 センターに統括指導主事を置くことができる。</u> <u>4</u> 略 <u>5 前各項</u>に定めるもののほか、センターに必要な職員を置く。 (職責) 第5条 略 2及び3 略 <u>4 統括指導主事は、所長の命を受け、学校教育に関する専門的な職務に従事し、指導主事の業務を統括する。</u> <u>5</u> 略 <u>6</u> 略	(職員) 第4条 略 2 略 <u>3</u> 略 <u>4 前3項</u>に定めるもののほか、センターに必要な職員を置く。 (職責) 第5条 略 2及び3 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略